

## カルト掲示裁判不当判決に対する見解

3月25日、全地本とJR東労組小田原支部の仲間が見守る中、静岡地方裁判所は平成19年（ワ）第386号事件（通称「カルト掲示裁判」）の不当判決を言い渡した。我々は怒りをもって弾劾する。

2006年12月14日、「え！？ まさか！？ カルト集団の信徒が沼津運輸区に！？」という掲示が、突如JR東海ユニオン沼津運輸区分会掲示板に掲出された。あの掲示を見れば、組合活動をはるかに逸脱した誹謗・中傷掲示であることは、誰が見ても分るものである。今判決文の不当性は以下の通りである。

第1は、「一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべき」という点である。あの掲示を見て「何のことかさっぱり分らない」という社員はいるのか？否である。同じJR東海という限られた職場内で争われたシュプレヒコール裁判の判例を証拠として提出したが、裁判所はこのことに一切触れていない。

第2は、「掲示には、直接原告を示す表現はない」というのである。では一体、誰を想定して掲示を書いたのか、疑ってしまうのである。原告は、掲示が誰を示したものを立証するために、被告ほか掲示作成者を証人申請したのである。しかし、裁判所は、「名誉毀損に当たるかどうかは、作成した側ではなく、読む側の受け止めの問題である」として、証人申請は却下したのである。故に、原告は組合員の陳述書を提出したり、他労組組合員の意見を盛り込んだ準備書面を作成したのである。これもまた、裁判所は一切触れていないのである。

第3は、『週刊現代』の連載記事に、原告が『松崎チルドレン』であり、過激派であることを直接表現する記載があることを認めるに足りる証拠はない」ということである。「週刊現代」には、「静岡地裁・JR東海労中央執行委員・御殿場線運転士」と、ご丁寧に組合役職名と会社の職名まで記載しているではないか。原告の他、このような人物がいるとも言えるのか。

第4は、「掲示自体は、必ずしも、JR御殿場線の運転士が過激派であるとか、カルト集団の信徒であるとか決めつけたものとはいえない」ということである。掲示の見出しにはその通り書いてあるではないか。

どれをとっても判決文は言いがかりそのものである。

2002年11月、美世志会7名の不当逮捕を契機とした大弾圧は、JR総連・各単組を一気に壊滅させようと、国家権力・一部マスコミ・会社・JR連合・組織破壊者などが一体となって仕掛けてきた攻撃である。「週刊現代」の連載も、その一環であった。我々は、全国から本人訴訟を闘い、西岡研介を追い込み、連載をストップさせてきた。JR東海ユニオン沼津運輸区分会の掲示も、そのような攻撃の一端を担い、国家権力に与してきた。今裁判は、一職場の労労対決というレベルではなく、反弹圧の闘いとして裁判闘争を闘った。一審は敗訴はしたものの、同様の掲示を出させなかった、つまりJR東海ユニオンの横暴に一定の歯止めをかけたことを成果として確認できる。

我々は、この不当判決を許さず、原告や当該分会・地本と連帯しながら、控訴して闘うことを明らかにする。

2008年3月27日  
JR東海労働組合中央本部